

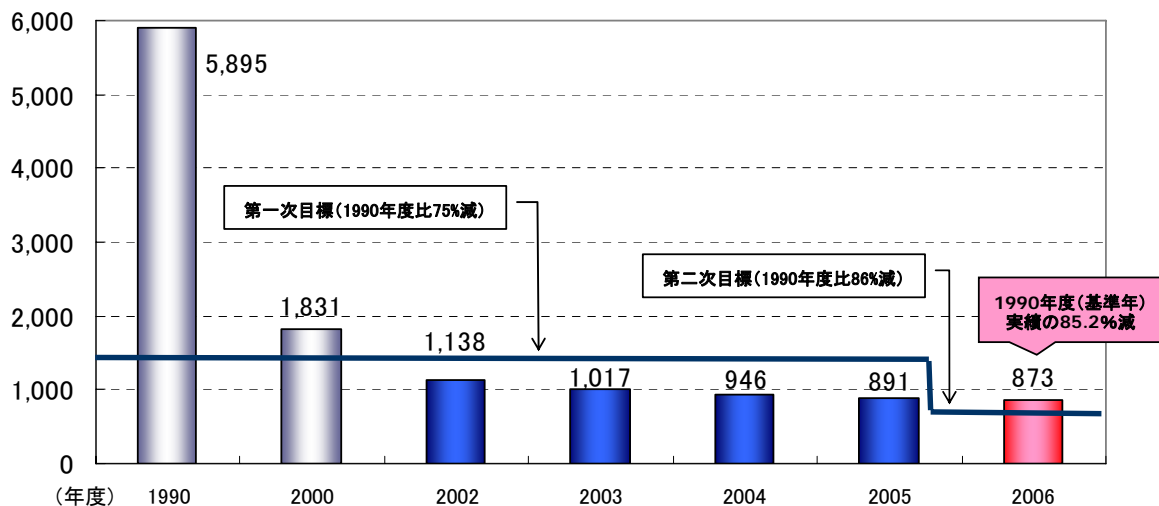
環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕 －2007年度フォローアップ調査結果－

2008年3月18日
(社)日本経済団体連合会

1. 2007年度フォローアップ調査結果

- (1) 1997年に開始した廃棄物対策に係る環境自主行動計画は、昨年度、循環型社会形成に向けた産業界の幅広い取組みを促進することを目的として、環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕に改編した。同時に、1999年に設定した産業界全体の2010年度目標を3年連続前倒し達成したことを踏まえ、同目標を上方修正し、「今後、経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処分量を増加に転じさせない」との決意の下、「2010年度における産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の86%減を図る」という産業界全体の第二次目標を設定した。加えて、業種ごとの特性・事情等に応じ、産業廃棄物最終処分量削減以外の独自目標（業種別独自目標）を設定することとした。
- (2) 本年度は、環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕に改編後、初めてのフォローアップ調査である。本年度のフォローアップ調査には、昨年度と同様、40業種が参加、そのうち、産業廃棄物最終処分量削減目標の達成状況のフォローアップに参加したのは31業種（注1）である。31業種からの産業廃棄物最終処分量は、基準年である1990年度でみると、わが国全体の産業廃棄物最終処分量の7割近くをカバーしている（注2）。
- (3) 2006年度産業廃棄物最終処分量実績は約873万トンであり、これは、基準年である1990年度実績約5,895万トンの85.2%減の水準に相当する。
- (4) また、2006年度実績約873万トンは、2005年度実績に比べて約2%減（約18万トン減）と、これまでと同様減少しているものの、微減にとどまった。このように、ここ数年における最終処分量の削減ペースは、本計画開始当初に比べて明らかに緩やかになっている。

【産業界全体(31業種)からの産業廃棄物最終処分量】(単位:万トン)



※注1:2007年度フォローアップ調査参加業種:40業種

電力、ガス、石油、鉄鋼、非鉄金属製造、アルミ、伸銅、電線、ゴム、板硝子、セメント、化学、製菓、製紙、電機・電子、産業機械、ベアリング、自動車、自動車部品、自動車車体、産業車両、鉄道車両、造船、製粉、精糖、牛乳・乳製品、清涼飲料、ビール、建設、航空、通信〔上記31団体が、産業界全体の産業廃棄物最終処分量算出の対象業種〕、住宅(住宅は建設と重複するため、建設の内数扱いとし、加算せず)、不動産、工作機械、貿易、百貨店、鉄道、海運、銀行、損害保険。

※注2:31業種の1990年度実績値約5,895万トンは、同年度のわが国全体の産業廃棄物最終処分量8,900万トン(環境省調べ)の約66%(ちなみに、2005年度実績でみると約37%〔わが国全体の産業廃棄物最終処分量約2,400万トン(環境省調べ)に対して891万トン〕)。経団連の数値に含まれない産業廃棄物は、主に、上下水道業からの産業廃棄物(主として汚泥)や農業部門からの産業廃棄物(動物のふん尿等)である。

※注3:経団連の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の概要は、2001年度以降、個別業種毎の取り組み状況も含め、政府の「循環型社会白書」に掲載されている。

【産業界全体(31業種)からの産業廃棄物最終処分量】

1990年度 実績※	2000年度 実績	2002年度 実績	2003年度 実績	2004年度 実績	2005年度 実績
5895万トン	1831万トン	1138万トン	1017万トン (▲121万トン)	946万トン (▲71万トン)	891万トン (▲55万トン)
100%	▲69.0%	▲80.7%	▲82.8%	▲84.0%	▲84.9%

2006年度 実績	2010年度 目標
873万トン (▲19万トン)	825万トン 以下
▲85.2%	▲86%

※各年度の実績について、一部の業界では一部推計値を使用している場合もある。

※()内は前年度比較

(5) 業種別独自目標に関しては、本年度、新たに目標を設定したり目標値を見直した業種もあり、現在38業種が掲げている(〔別表 業種別独自目標一覧参照〕)。また、各業種における自主的な取り組みの具体的な内容は、各業種の特性や事情によってかなり異なっており、後述「個別業種版」をご参照願いたい。経団連としては、関係業界・企業の協力を得ながら、今後とも、業種別独自目標をはじめ、環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の充実に努めていく。

※リユースの取り組み事例(個別業種版からの抜粋)

- ・木製パレット・梱包材や段ボール等の容器に代えて、樹脂製やスチール製等のパレット・コンテナ・容器等を開発し、リユース(通い箱方式)
- ・木製配電線用ドラムを軽量で繰り返し使用できる樹脂性に変更し、リユース(通い方式)
- ・電力量計・ガスメーターのリユース
- ・エンジン組立工程での SHIPPING プラグのリユース
- ・使用済み部品のリユース(自動販売機等)
- ・中古生産機材設備の導入
- ・飲食店向け清涼飲料・ビールの瓶・樽のリユース
- ・航空機タイヤ・航空機窓ガラスの修理によるリユース
- ・コピー紙の裏紙使用、封筒等の再利用、詰め替え製品の利用
- ・社内店舗でのプラスチックバッグの辞退、一部社員へのエコバッグの配布等

※消費者の使用済製品の回収・リサイクル等の取組み事例(個別業種版からの抜粋)

- ・容器包装リサイクル法に基づくリサイクル(ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、飲料用紙パック、段ボール)
- ・自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車の回収・リサイクル
- ・家電リサイクル法に基づく回収・リサイクル(エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機)
- ・パソコン及びその周辺機器の回収・リサイクル
- ・携帯電話・PHSやその付属品の回収・リサイクル
- ・小型二次電池、普通紙ファックス・複写機等のトナーカートリッジの回収・リサイクル
- ・家庭系古紙等の回収・リサイクル
- ・使用済みガス機器の回収・リサイクル 等

2. 今後の方針—環境と経済が両立しうる循環型社会の構築に向けて—

(1) 近年におけるアジア諸国等の急速な経済発展を背景に、資源・エネルギーを巡る需給が極めて逼迫している状況のなかで、とりわけ、資源小国であるわが国において、省資源・省エネルギー、さらには資源の循環的利用の重要性が従来に増して高まっている。今後、従来型の廃棄物処分場の逼迫問題や廃棄物の適正処理の必要性といった観点にとどまることなく、わが国資源政策の観点からも、循環型社会形成に向けた取り組みの推進が不可欠である。

このような認識のもと、産業界は、引き続き、各種法令等の遵守や排出者責任に基づいた廃棄物の適正処理の確保はもちろんのこと、各業種の特長・実情等に即しながら、環境技術開発や環境配慮設計、産業界間連携の推進など、民間の創意工夫を最大限に発揮しながら、自主的かつ積極的に3Rの推進に努めていく。

産業廃棄物最終処分量については、1990年度比で既に8割強もの大幅削減を実現していることから、現行の環境技術・法制度の下で、これ以上の削減が限界に近づいている業種も多い。また、政府における今後の経済成長政策に伴う生産量の増加や、戦後建てられた建築物等の建て替え需要の増加等に連動して産業廃棄物排出量が増加することも想定される。そのほか、産業廃棄物排出量の増加要因として、国際的な資源需要増大に伴う鉱物の品位低下や環境規制の強化なども挙げられることから、今後の産業廃棄物最終処分量の大幅削減は難しい状況にある。経団連としては、今後、経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処分量を増加に転じさせないとの決意に基づき、当面、昨年3月に改定した産業界全体の第二次目標〔2010年度において1990年度実績の86%減〕の実現に向けて、より一層努力していく。

また、本格的な循環型社会の実現のためには、政府・地方公共団体・事業者・国民の各主体が、適切な役割分担に基づき、連携を図りながら自らの役割を果たすことが不可欠である。産業界としても、消費者への情報提供や啓

発活動等に取り組んでいく。

政府においては、産業界における3Rの自主的な取組みが推進されるよう、「不法投棄については罰則や規制を厳格化し、リサイクルについては規制を緩和して推進する」との基本的な考え方に基づいて、廃棄物処理法の見直しをはじめとした環境整備に尽力すべきである。経団連としても、規制改革要望等を通じて、引き続き政府に働きかけていく。また、廃棄物の不適正処理の防止に一定の効果が期待できる「電子マニフェスト」の普及に向けて、政府としても、廃棄物処理法等に係る行政手続の簡素化やコスト面の配慮等の措置を講じるべきである。

- (2) 他方で、2007年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において、持続可能な社会に向けた統合的取組みの展開の必要性が謳われたことは誠に時宜を得たものである。同戦略では、「低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組みがともすれば縦割りで行われる傾向にあるが、目指すべき社会が複数存在するわけではない」と指摘しているところであり、総合的な観点から、環境にやさしい循環型社会の形成を推進すべきである。その意味で、政府における施策の推進にあたっては、循環型社会形成推進基本法第7条で規定された施策の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤処分）の後段部分（「この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない」）に、これまで以上に留意することが求められる。政府は、事業者や国民、地方公共団体等が混乱しないよう、持続可能な社会に向けた取組みについて、基本的な考え方や具体的な行動指針等をわかりやすく示すべきである。
- (3) 最後に、循環型社会形成に向けた産業界の自主的取組みとして、本自主行動計画〔循環型社会形成編〕のほかに、容器包装リサイクル8団体で構成される「3R推進団体連絡会」がとりまとめている「容器包装の3R推進のための自主行動計画」がある（2006年3月策定）。3R推進団体連絡会では、毎年度、同計画をフォローアップ調査することとしており、2007年12月に、2007年フォローアップ報告が公表された（※）。3R推進団体連絡会は、同自主行動計画の充実により一層努めるとともに、容器包装を製造あるいは利用する事業者においては、同自主行動計画を着実に推進する必要がある。

※容器包装リサイクル8団体のHP等を参照

□ <http://www.petbottle-rec.gr.jp/followup/index.html>

□ <http://www.steelcan.jp/3r/report/2007-3r-followup.pdf> 等

※【参考1】環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕に係るこれまでの取組み経緯

(1)「環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕」の策定と産業界全体目標(第一次)の設定

経団連では、1991年4月に「地球環境憲章」をとりまとめ、環境保全に向け自主的・積極的な取組みを進める旨、宣言した。同憲章を受けて、1990年から毎年調査してきた「廃棄物対策への取組み状況調査」を拡充・改組する形で、1997年、35業種の参加を得て、廃棄物対策に係る「環境自主行動計画」を策定し、業種ごとの数値目標や目標達成のための具体的対策等を盛り込んだ。以後、毎年度、産業界の自主的な取組みを推進するとともに取組みの透明性を高めることを目的として、業種毎の進捗状況をフォローアップすることとした。

1999年12月には、産業界の自主的な取組みを強化するため、産業界全体の目標として産業廃棄物最終処分量の削減目標「2010年度における産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減に設定する」(第一次目標)を掲げた。

このような取組み強化の背景には、1990年の豊島不法投棄事案摘発に代表される、相次ぐ不法投棄の発覚による産業廃棄物問題に対する国民の関心の高まりと、産業界における最終処分場逼迫問題に対する強い危機感があった。

(2) 産業界における自主的な取組みの成果－産業廃棄物最終処分量の大幅削減

産業界は、環境自主行動計画等を通じて、廃棄物の適正処理と3R、とりわけリサイクルを自主的かつ積極的に推進し、可能な限り廃棄物を最終処分場に回さないよう、努力してきた。その結果、産業廃棄物最終処分量に係る産業界全体の2010年度目標〔1990年度実績の75%減〕は、2003年度フォローアップ調査(2002年度実績)において初めてクリアし、以後、毎年度継続的に前倒し達成を実現した。この大幅削減等の結果、1990年代初頭には3年にも満たなかった産業廃棄物最終処分場の残余年数は2004年度には約7.2年に改善した。

産業廃棄物最終処分量が大幅に削減した要因は、生産物や生産過程で生じる副産物・廃棄物等が業種によって多種多様ななかで一概には言えないが、排出段階におけるきめ細かな分別やリサイクル経路の開発努力に加え、脱水処理をはじめとする中間処理を徹底し減容化したことが大きい。また、製造事業者が、企業経営におけるゼロ・エミッションの重要性を認識し、発生物(副産物・廃棄物等)の自ら利用や自ら処理に努め、生産設備を活用した廃棄物処理やリサイクル、副産物の製品化等に取り組んだことも寄与している。

(3)「廃棄物対策編」から「循環型社会形成編」への拡充と産業界全体目標の改定

1999年に設定した産業界全体の2010年度目標を3年連続前倒し達成したことを受けて、経団連では、2006年5月より関係業界の協力を得て、約1年間かけて自主行動計画ならびに産業界全体目標の見直し作業を行った。

その結果、2007年3月、従来の環境自主行動計画〔廃棄物対策編〕を拡充し、廃棄物対策のみならず循環型社会形成に向けた産業界の幅広い取組み

を促進することを目的とする、「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」に改編するとともに、目標について以下の見直しを行った。

① 産業界全体の目標(産業廃棄物最終処分量の削減目標)の見直し

【産業界全体の目標<第二次目標>】 (2007年3月改定)

産業界として、2010年度における産業廃棄物最終処分量について、1990年度実績の86%減を図る。

経団連としては、引き続き各業種に対して産業廃棄物最終処分量の削減を要請するとともに、産業界全体の目標としては上記を掲げ、今後、経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処分量を増加に転じさせないとの決意の下、引き続き、3Rの一層の推進に取り組む。

② 業種別独自目標の策定

各業種において、業種毎の特性や事情等を踏まえ、産業廃棄物最終処分量以外の独自の目標を新たに設定し、循環型社会の形成に向けた自主的な取り組みを一層強化する。業種別の独自目標には、再資源化率の向上や、発生量の削減、他産業からの廃棄物の受入量の増加などがある。

※【参考2】 個別業種版において各業種が掲げた主な規制改革要望等

- 産業廃棄物処理施設の許可申請及び役員等の異動に際して、添付が求められている役員等の住民票・登記事項証明書等について、莫大な事務処理が必要なため、削減すべきである。例えば、産業廃棄物処理施設の運営に影響力を行使できない役員(営業の支店長等)等については書類添付を免除すべきである。
- 廃棄物処理業・施設の許可申請や、施設・品目・量の変更手続、再生利用認定等の申請手続の簡素化・迅速化を図るべきである。
- 電子マニフェストに対する認知が十分でない地方自治体がある。政府は自治体にも電子マニフェストの普及促進を図る措置を講じるべきである。
- 自治体によって異なる許認可・手続等に係る判断について全国共通化を図るべきである。
例：有価物・廃棄物の定義の全国統一化、産廃・一廃の区分の判断の統一化、
廃棄物県外搬入届の廃止、廃棄物収集運搬許可証の全国共通化、通達等の徹底 等
- 地方自治体の事前協議や住民協議を見直すべきである。
- 愛知県が、2008年4月1日施行を予定している「産業廃棄物に係わる再生資源の活用審査制度案」は、資源循環の促進を阻害するとともに最終処分量削減にも足かせになるため、見直すべきである。
- 全面的な見直しも含め、複雑でわかりにくい廃棄物関連法の簡素化を検討すべきである。
- リサイクルを更に促進するためには、逆有償であっても、廃棄物処理法の適用除外とする、あるいは規制を緩和するようリサイクルシステムを構築すべきである。
- 少量の副産物でも広域認定制度を活用できる回収のあり方について検討すべきである。
- 産業炉であるセメント焼成用キルンは、廃棄物焼却炉と別の規制体系とすべきである。
- セメントプロセスでのサーマルリサイクルについて再生利用認定制度を適用すべきである。また、容器包装リサイクル法においても、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルに続く第三のリサイクル手法として確立すべきである。

- リサイクルコストの最小化のためには広域的な物流は不可欠である。一般廃棄物の広域移動、公共岸壁での保管・積替えなどに関する規制を緩和すべきである。
- 廃棄物処理法や上乘せ規制に該当する条例により、排出事業者の責務が益々重くなり、マニフェストの煩雑な管理や最終処分までの委託業者に係る実地確認等、排出事業者の事務負担が増えている。優良事業者による集中処理や広域的処理に係る業務の簡素化に資する法令改正や運用改善を検討すべきである。
- 生活道路での掘削工事の掘削土直接埋め戻しの適用を拡大すべきである。小規模導管工事の直接埋め戻し基準を緩和すべきである等。
- スラッグの用途拡大のための施策として、天然材代替品としての有用性の公的認知、リスク評価に対する支援、新たな基準の作成等を検討すべきである。
- 建設リサイクル法に規定されている分別解体・分別排出の徹底に加え、公共工事の契約単価への反映を前提とした、リサイクル原料およびリサイクル仮設材料の利用を拡大し、公共工事から民間工事への波及を促すべきである。
- 公共機関による最終処分場を設置すべきである。一般廃棄物も産廃処理場で処理を可能とすべきである。
- 容器リサイクル法の事業者負担が年々増加しており、経費負担の軽減を図るべきである。また、リサイクル費用や市町村への拠出金等の経費の流れ等について公表すべきである。
- 一般廃棄物の分別回収方法が自治体ごとに異なるため、今後、統一化すべきである。
- 地方自治体の収集選別保管費用について統一的な廃棄物会計により透明化すべきである。
- 現在、全国各地の自治体で導入されつつある「産廃税」に対し、リサイクル施設としての実態を考慮し、セメント工場に廃棄物を委託処理する場合、排出元には産廃税の適用を除外すべきである。
- 地方公共団体、省庁、業界団体等から廃棄物管理処理に関する調査依頼が複数あるため、中小規模の事業者には作業負担が大きく、一本化すべきである。
- 再資源化したものを循環させるルートが確立されていない。再資源化に伴いコスト負担が増大する一方、信頼できる再資源化可能な産業廃棄物処理業者を見つけにくい。
- リサイクル事業者の情報が不足している。事業者リスト公開システムの構築、国・自治体によるリサイクル事業者支援システムなどを検討すべきである。
- 法規制・自治体条例の動向、廃棄物発生量削減・リサイクル率向上に係る情報など、わかりやすい解説とタイムリーな情報発信を推進すべきである。政府は、電子マニフェストの円滑な導入を可能とする措置を講じるべきである。
- 低濃度PCB廃棄物処理委託先を早急に明確化すべきである。

以 上

業種別独自目標一覧

※特に記載のない指標は産業廃棄物が対象

業種・団体名	目標指標	2006年度実績	目標年度	目標の内容
電力(電気事業連合会)	再資源化率	97%	2010	95%程度とするよう努める
ガス(日本ガス協会)	①発生 ②事業系一般廃棄物 ③掘削土の削減、再資源化率	①1600t ②64.1%,74.2% ③60%,38.4%	2010	①1900t以下に削減する(1990年度比90%削減) ②1990年度比50%以上削減し、再資源化率を60%以上とする ③35%削減し、再資源化率を70%以上にする
石油(石油連盟)	最終処分率	1.0%	2010	最終処分率1%以下
鉄鋼(日本鉄鋼連盟)	①スチール缶の再資源化率 ②廃プラスチック等の利用量<*>	①88.1% ②37万t	2010	①85%とする ②年間100万tを利用する <*>②は法制度や、集荷システム等の条件整備を前提
鋳業(日本鋳業協会)	再資源化率	86.2%	2010	88%以上にする(2000年度:80%)
アルミ (日本アルミニウム協会)	アルミドロス再資源化率	99.2%	2010	99%以上を維持する(2000年度:95.9%)
伸銅(日本伸銅協会)	最終処分量原単位指数<*>	0.086	2010	1990年度比0.084以下にする <*>最終処分量kg/生産量t 1990年度を1とする。
電線(日本電線工業会)	発生量	5.74万t	2010	2000年度実績の59%に削減する
ゴム(日本ゴム工業会)	検討中			品種の組成が多様なため、統一目標の設定が難しく、継続検討中
板硝子(板硝子協会)	再資源化率	95.8%	2010	95%以上とする(2000年度:80%)
セメント(セメント協会)	廃棄物・副産物等の使用量	423kg/t	2010	セメント生産1tあたり400kgにする
化学(日本化学工業協会)	発生量	1088万t	2010	2000年度比27%削減する
製薬(日本製薬団体連合会、 日本製薬工業協会)	①発生量 ②最終処分率	①95.1% ②2.7%	2010 2010	①1990年度比10%削減する ②5%以下にする
製紙(日本製紙連合会)	有効利用率	92.8%	2010	2010年度までに93%以上を目指す(2000年度:91.3%)
電機・電子 (電機・電子4団体)	最終処分率	2%	2010	2%以下にする(2000年度:6%)
産業機械 (日本産業機械工業会)	再資源化率	84%	2010	83%以上にする(2000年度:51%)
ベアリング (日本ベアリング工業会)	再資源化率	94.1%	2010	90%に向上するよう努める
自動車 (日本自動車工業会)	再資源化率	99.8%	2010	99%以上にする(2000年度:76.5%)
自動車部品 (日本自動車部品工業会)	再資源化率	90%	2010	85%以上を目指す
自動車車体 (日本自動車車体工業会)	カバー率	92%	2010	95%にする(2005年度:91%)
産業車両 (日本産業車両協会)	再資源化率	83.7%	2010	90%を維持できるよう努める
鉄道車両 (日本鉄道車両工業会)	再資源化率	97.1%	2010	97%以上を維持する(2006年度:97.1%)
造船(日本造船工業会)	再資源化率	84%	2010	75%以上になるよう努める
製粉(製粉協会)	再資源化率	89.4%	2010	90%以上にする(2000年度:70.4%)
精糖(精糖工業会)	再資源化率	95.1%	2010	95%以上にする(2000年度:59.2%)

業種・団体名	目標指標	2006年度実績	目標年度	目標の内容
乳製品(日本乳業協会)	再資源化率	90.7%	2010	75%以上にする(1999年度:55%)
清涼飲料 (全国清涼飲料工業会)	再資源化率	99.1%	2010	98%以上を維持する
ビール(ビール酒造組合)	再資源化率	100%	2010	100%を維持する
建設 (日本建設業団体連合会)	①再資源化率 ②排出量	①92.3% (推計) ②7700万t (推計)	2010	①92.5%以上にする(2000年度:85%) (品目別目標)建設発生木材の再資源化等率...95% 建設汚泥の再資源化等率...75% ②2000年度比9%削減する。(7,700万t以下に削減) (品目別目標) 建設副産物の中の建設混合廃棄物について、2010年度において、2000年度比50%削減する。(242.4万t以下に削減)
航空(定期航空協会)	再資源化量<*>	5,381t	2010	6,077tまで増加させる(2005年度:4781t) <*>産業廃棄物のうち、再資源化された物の量
通信(NTTグループ)	再資源化率	93.5%	2010	95%以上にする(2000年度:76.2%)
住宅 (住宅生産団体連合会)	①再資源化率 ②最終処分率		2010	①コンクリート96%、木材70%、鉄92%にする ②コンクリート4%、木材0%、鉄8%にする
不動産(不動産協会)	事業系一般廃棄物の再利用率	紙81.4% ビン・缶100%	2010	紙は80%以上を目指す。ビン、缶、ペットボトルは100%を維持する
工作機械 (日本工作機械工業会)	主要廃棄物ごとの非リサイクル率		2010	1997年度比10%削減
貿易(日本貿易会)	事業系一般廃棄物の再資源化率	74%	2010	77%とする(2000年度:62.9%)
百貨店(日本百貨店協会)	①店舗のエネルギー消費量 原単位 ②店舗からの廃棄物の 最終処分量(1㎡当たり) ③紙製容器包装(包装紙・手提げ 袋・紙袋・紙箱)使用量 (売上高あたり原単位) ④環境負荷の少ない包装材の 使用割合 ⑤店舗からの食品廃棄物 再生利用等実施率		2010	①床面積・営業時間あたりの消費量を目標年(2008~2012年)に おいて1990年度比6%削減を目指す ②1990年度比、30%削減を目指す ③原単位(売上高あたりの使用量)で、25%の削減を目指す。 また、プラスチック製容器包装の使用量についても 可能な限り削減に努める。 ④80%を目指す ⑤20%以上とする
鉄道(JR東日本グループ)	①駅・列車ゴミのリサイクル率 ②設備工事廃棄物のリサイクル率 ③総合車両センターの廃棄物の リサイクル率		2008	①45%にする ②92%(対象4年間平均値)にする ③85%(対象4年間平均値)にする
海運(日本船主協会)	設定しない			
銀行(全国銀行協会)	①再生紙購入率 ②紙の再利用率	①62.6% ②83.1%	2010	①70%以上とする(2000年度:35.5%) ②85%以上とする(2000年度:70.9%)
損害保険 (日本損害保険協会)	事業系一般廃棄物の最終処分量		2010	2000年度比33%以上削減する(都内自社ビル)

以上